

令和6年 第13回

川西市教育委員会（定例会）議事録

川 西 市 教 育 委 員 会

○ 会議日程・付議事件	1
○ 出席者	2
○ 説明のため出席を求めた者	3
○ 議事録作成者	3
○ 議案等審議結果	4
○ 会議の顛末	5 ~ 18

○ 会議日程・付議事件

会議日時 令和6年8月15日（木） 午後2時1分

場 所 川西市役所 4階 庁議室

日程 番号	議案 番号	付 議 事 件	備 考
1		議事録署名委員の選任	
2		前回議事録の承認	
3		教育委員の活動について	
4	議案第22号	令和5年度教育行政事務評価報告書について	
5	議案第23号	川西の教育【改訂版】について	

○ 出席者

教 育 長 石田 剛

委 員 坂本 かおり
(教育長職務代理者)

委 員 治部 陽介

委 員 佐々木 歌織

委 員 倉見 昇一

○ 説明のため出席を求めた者

教 育 推 進 部 長	中西 哲
教 育 推 進 部 理 事	下内 卓夫
(教育保育・インクルーシブ推進担当)	
教 育 推 進 部 副 部 長	岩脇 茂樹
教 育 推 進 部 副 部 長	西山 晋司
(教育保育・インクルーシブ推進担当)	
教 育 総 務 課 長	田中 秀弥
教 育 政 策 課 長	富本 幸二郎

○ 議事録作成者

教 育 総 務 課 主 査	石黒 未央
---------------	-------

○ 議案等審議結果

議案番号	議案名	提出年月日	議決年月日	議決結果
議案第22号	令和5年度教育行政事務評価報告書について	6.8.15	6.8.15	可決
議案第23号	川西の教育【改訂版】について	6.8.15	6.8.15	可決

○ 会議の顛末

[開会 午後2時1分]

- 石田教育長 それでは、ただ今より、令和6年第13回川西市教育委員会（定例会）を開会いたします。
- まず初めに、本日の出席者を報告いたします。本日は全員出席でございます。倉見委員につきましてはオンラインでの出席でございます。倉見委員、入室確認をお願いいたします。
- 倉見委員 入室しております。よろしくお願いいたします。
- 石田教育長 映像および音声により、委員本人であること、また、相互間で映像および音声の送受信が適正に行われていることを確認できました。
- なお、事務局職員の出欠につきましては、事務局から報告をお願いいたします。
- 教育総務課長 本日の事務局職員の出席についてご報告申しあげます。
（田中） 本日は、議題に係る職員が全員出席でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 石田教育長 次に、本日の「議事日程」につきましては、配布しております議事日程表のとおりであります。
- これより日程に入ります。
- 日程第1「議事録署名委員の選任」を行います。教育長において、坂本委員、治部委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。
- では、次に日程第2「前回議事録の承認」でございますが、事務局において調整し第12回定例会議事録の写しをお手元に配布しております。
- 事務局から説明をお願いいたします。
- 教育総務課長 それでは、第12回定例会につきまして、ご説明申しあげます。
（田中） 第12回定例会の議事録につきましては、1ページに会議日程・付議事件、2ページに出席者、3ページに説明のため出席を求めた者、4ページに議案等審議結果、議事録につきましては5ページから18ページまででございます。
- 会議次第に基づきご審議いただきました経過等につきまして、調整させていただいております。

最後に、署名委員は、佐々木委員と坂本委員よりご署名を頂戴しております。以上でございます。

石田教育長 説明は終わりました。ただ今の説明について、質疑はございませんか。

それでは、お諮りいたします。第12回定例会の議事録につきまして、これを承認することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長 異議なしと認めます。よって、議事録につきましては承認されました。

では次に、日程第3「教育委員の活動について」であります。事務局から報告をお願いします。

教育推進部長 (中西) それでは、7月分の教育委員の皆さまの活動について報告いたします。

坂本委員におかれましては、川西南中学校での生徒との意見交流会、教育行政事務事業評価委員との懇談会に出席いただきました。

また、学びの探求実践発表会にオンラインで参加いただき、宝塚市で開催されました阪神7市1町教育委員会連合会の総会と研修会に出席いただきました。

次に、佐々木委員におかれましては、東谷小学校とけやき坂小学校において、教職員向けにこども基本法の研修講師を務めていただきました。

次に、治部委員におかれましては、学びの探求実践発表会にオンラインで参加いただき、また、教育行政事務事業評価委員との懇談会と明峰小学校において、アタッチメント、愛着形成の概要と支援者の役割をテーマにした教職員研修に参加いただきました。

主なものではございますが、報告させていただきます。

石田教育長 ただ今の報告について意見や補足およびトピックがあればよろしくをお願いします。

まず、坂本教育委員、よろしくをお願いします。

坂本委員 私は、阪神7市1町教育委員会連合会の総会、研修会に出席させて

いただきました。研修会は、宝塚市の教育委員をされている石井先生が、学校へ行きづらい子どもたちについてのテーマで、研修していただきました。

石井先生は、フリースクールを運営されていて、学校に行きにくいお子さんたちの学びをサポートのお仕事されていて、その後に、実際、今、当事者である保護者とそれらに関わられている方がファシリテーターになって、グループワークをされていました。

教育行政から見る不登校と、当事者から見えてくる不登校は、学校に行きにくいところの見え方が違うことを擦り合わせができたと感じて、保護者同士がつながって元気が出たという、私のテーブルではそういう話が出ました。つながらないとなかなか情報共有もできなくなり不安が募っていくので、できればたくさんの人とつながることが大事みたいな話をされていました。本当に勉強になり、ありがとうございます。

石田教育長 阪神7市1町教育委員会連合会の研修会には私も参加させていただきました。

今、紹介した講師が、大人とこどもの学びの場「トーキョーコーヒー」を運営されていて、登校拒否の文字を入れ替えて「トーキョーコーヒー」という名前にして、全国ネットで300でしたかね。

坂本委員 350だったかと。

石田教育長 350を作るということは結局、定期的に研修することによって、「トーキョーコーヒー」で保護者がつながれるところをつくるということです。

宝塚市でもう4カ所か5カ所作られているということでした。

そういう点で、非常に行政部門、教育委員として行政からも見てられるし、自分ところのお子さんや支援しているお子さんの保護者の方ともつながっておられて、割と分かりやすい話でした。

私の部会は他市の教育長と教育委員とも話した中で、やはり出ていたのは、一つ目は、原因はどこにあるのかという話をしました。

教育委員がそのような話をされていて、私が、少しまずかったかもしれないけど、原因追究にあまりに走り過ぎると、当事者もそうだし、保護者も分からないし、自分を責めてしまいがちになるってところで、追究することは、アセスメントすることは大事なのだけ

という話をしている、やはりここら辺が、自分自身も学校関係者だからこういう言い方になってしまうのかなというのを感じました。

それから教育長で、文科省から来られた方ですけど、やはりデータ分析をすべきだという話を提示いただきました。

学校に来にくい状況の子どもたちが一体どういう状況なのかということで話をされていました。ある意味、私も抜けていた観点だと思います。よく言われている、結局、学力的に厳しい状況の学校に多いとか、経済的に厳しい家庭に多いとかいうような話でした。そこから先のデータが要るのではないという話をしていました。

私も当事者の保護者の方と話した時に、今、坂本委員が言われたように、保護者同士のネットワークによって、保護者が元気づけられるといえますか、そういう観点が必要だと思います。

また資料を教育委員にお渡しできればと思います。

治部委員、どうですか。

治部委員 今の件で質問してもいいですか。

坂本委員がおっしゃっていた、行政側から見た視点と、保護者側から見た視点の違いを、もし何か具体的な話がそこであったならば、一つ二つお知らせいただきたいと思います。

石田教育長 坂本委員、どうですか。

坂本委員 明確な言葉で言うのはちょっと難しいですけど、行政側は、こういうのが必要だろうというアプローチが一方通行に感じている。

保護者の方は、もう少し相談しやすいとか、石井先生の最初の講演の中でもあったのですが、実際、学校に来にくくなった時に、教育行政側が用意している相談にかけられていない割合が増えている。

学校に行けてない子どもさんが多いのに、その割合がだんだん、相談を受けてない子どもさんのほうが多くなっているところが、もしかしたらマッチングが上手くいってないのかという話が私のテーブルでは出していました。

石田教育長 行政としてはこういう相談部門がありますよ、こういうところがありますよというのを従前とまでは言えませんが準備している。

それについての情報発信はしているのですが、やはり言われたように、受け取る側になかなかそれが届かない、なかなか分からないとい

うことで、私も同じことを思ったのですが、やはりそこをつなぐ人が、この「トーキョーコーヒー」で教育委員もされている。つなぐ人がいて、通訳する人が必要だと感じます。

それがないと、直接そこの保護者に行くと、なかなか詰まったり誤解が生じたりということがあるというのは感じました。

ただ、担当課が今頑張ってくれていますが、来年度には全児童生徒にリーフレットを配れるようになれないかと、相談部門とかほかにもこういう手段がありますよみたいなものを作る形で今動いてくれているので、それが多少なりとも手助けになればと思っています。

治部委員、どうですか。アタッチメント研修とか、教育行政の評価委員の懇談会とか、学びの探求も参加していただいたのですか。

治部委員

学びの探求でやはり記憶に残っているのは、リソースは有限だっというところから話が始まりました。教育行政の事務の業務量ももちろんそうですし、教職員の業務量や人数もそうですし、子どもたちが学びに向かう時間もそうですし、何もかもがリソースは有限で、人と物と資金、それをどこにどうやって管理していくのかというプランニングを立てるって話だったと思って聞いていました。

講演された内田先生は、そのプランニングをリスクマネジメントっていうところにリソースを当てようという提案で、子どもたちが基本的に平等であるっていうのが正義だというような、そういう話には聞こえました。平等を保障し、学校運営におけるリスク管理をしていくところにリソースを持ってく。そのためにデータの検証が必要だっというのは、聞いていて非常に興味深かったです。

石田教育長

坂本委員も聞かれた、学びの探究はどうでしたか。

坂本委員

内田先生の話は、前も他の所でも聞かせてもらい、私はお昼からの実践発表のところで、全部は聞けなかったですけど、川西こども園の実践発表を聞いていて、幼児教育の場面で子どもたちが主体的に学んでいくっていうところを、大人側の視点でしっかり、主体的に学んでいるという場面を言葉にして人に伝えていくってというのが、すごく子どもたちが自由にやっているように見えているけれども、自分の中でこんなことがしたいとか、こういう卒園式にしたいってところの心の動きが言語化されているのがすごく良かったと思っていて、それを小学校、中学校の先生が同時に聞いて、それを各学校、中学校区で

グループワークをされたと聞いているので、そういうオンラインと対面のハイブリッドな研修がすごく良かったと思いました。

石田教育長

私から少しコメントさせていただくと、まず、内田良先生の話で、今、治部委員が言われた、リソース、やはり限られているのをつい忘れがちになって、一点集中してそこを解決するためという論争が巷の話の中心ですけど、その1点だけ見たら、もちろんその方法はもしかしたらいいのかもしれないけど、全体を見た時にどういうバランスでどこに重点に置いてやっていくのかという視点が抜けていると、やはり網羅主義だし完璧主義だし、できないことを追求して、どちらも現場も教育委員会も疲弊してしまうというところがあって、そういう点で言うとデータを基にして説明されているというのは非常に印象的と思いました。

ただ、個人的にはもう少し学校園所現場の子どもの権利みたいなものについて言及されると思いましたけど、割と働き方改革のところと言及されていたので、そこが少し、後半部分と食い違っていたように捉える教職員もいたと思います。

もう一つはやはり、昼からの発表でした。

多田東小学校と川西北こども園の発表は、今までの発表の中で一番良かったように思いました。

まず、自分らの取り組みの理念が両方ともにきちつと言語化されているので、一般職員がそれを話しているということは、一般職員がその理念を昇華しようとしているのは、私はすごくいいと思って聞いておりました。

だから聞いている者には、ものすごく伝わってきました。

川西北こども園が子どもたち主体に卒園式を考えていくその過程を、そこでぶち当たる色んな壁に対して職員がどのように考えて、どんなふうに悩んでいて、どういうふうにやっていくのか、イベントではなくて、自分たちの研究の一つの在り方として良かったです。

多田東小学校も同じことを思いました。

単元内自由進度学習で、やはり自分らの子どもたちの変容であるとか、そういうことが自分たちの言葉で語られ、聞かれた教職員が多少影響を受けて、自分らなりにやれることをやってくれたらいいと思いました。

課題として幼児教育保育で言うと、民間をどれだけここに参加していただくのかということ呼びかけはしていますけども、なかなか入

りにくいところもあると思うので、また違う形で提案していこうと思います。

佐々木委員、何か、こども基本法研修続編がありますけどいかがですか。

佐々木委員 先月は二つ、ほぼ同じ内容で、細かい、こういったことを厚く話してほしいというところをオーダーメイドでつくって話しました。

大体5校ぐらいで今回、1学期の中で行きましたけども、私が思って伝えたいってことをこれまで話しましたけども、法律家といいますか、私たちが当たり前と思っていること的前提がもしかしたら伝わっていなかったという反省が今回ありまして、次回からもう少しバージョンアップして分かりやすいのを用意したいというのにたどり着きました。

具体的には、権利っていうと、子どもたちが権利、権利、お互いの権利を言い過ぎるのではという心配があるというような内容のお話をこれまで幾つかいただきましたけども、人権っていうのは、基本的に私たちは当たり前で、対国家、対行政で主張するものであって、人間で言うものではないのです。

そこが恐らく、もしかしたら私、それを言ってなかったので反省でした。

そこからきちんと話すべきだったなっていうのは、今回私の反省点です。

石田教育長 個人的には、前回も言いましたけど、そういうふうに教育委員を招いて、子どもの基本法を研修しようという体制になってきたこと自体が、昨年度から大きく変わってきています。

昨年度はなぜこんなことをしないといけないのかというようなところが、やはり自分たちの研修として必要だと感じ始めている教育現場が多くなりました。

今、佐々木委員が言われているような大前提、対国家とかいう考え方自体は、教職員には薄いのではないかと思います。

以前にも話しましたが、学校教育はもちろん大事ですけど、その持つ危険性とか弊害みたいなものも社会教育との違いを意識しつつ授業をしていかないと行けないのかと思うのです。

社会教育との違いで、だからそこら辺は大事なかなというのと、毎回見られますけど、権利、権利というとな必ず反論して、義務が伴うとか、

やはりそれは違いうだろう。人権の別の会へ参加した時に、権利に伴うのは義務じゃなくて責任と言う話が、非常に私にはストーンと落ちた気がしました。

倉見委員、何かありますでしょうか。

倉見委員 特にはないですが、情報提供で、ご存じかもしれませんが、「東洋経済」の雑誌で、オンライン版もあります。雑誌に神戸市の福本教育長が取り上げられた記事が載っていましたので、後でまたメールで送ります。

石田教育長 具体的にどんな取り組みをされているかということで、うちと連携した活動もされていますし、情報提供もお互いに行っている状況なのでと思います。

倉見委員、子どもの意見表明といいますか、こども参加条例について色々と資料提供していただきましてありがとうございました。私も読み直して、やはりその意味みたいなものをきちっと把握して市長部局と連携していかなければいけないと思っています。

今度、国立の特別支援教育総合研究所へ行かせていただきます。理事と担当課の職員も参加して、実際に研究所の中の様子を見ます。当市が特別支援で抱えている色んな課題について解決してくれて、率直に意見協議できる場になればと、担当課だからこそ感じているものもあると思いますので、率直な意見交換を楽しみにしています。

私からですけど、幾つかあります。一つは、宝塚市の研修会に行ったのですが、その前後ぐらいに不登校といいますか、学校に行きにくい子どもたちを支援している団体があります。理事と副部長も一緒に参加して、「ササベース」という、東谷地区でやられている所を訪問しました。これからどのように協力できるかということについてお話され、1時間ぐらい話をさせていただきました。

その一方で、東谷小学校区の東谷小、北陵小、牧の台小の学校へ行きにくい子どもさんをお持ちの保護者ネットワークを作っておられる方とも一緒に話させていただいて、この後、協議会でまた話題になると思いますけど、不登校全体の対応についての教育委員会の基本的な考え方について意見をいただけたらと思います。

先ほど坂本委員も言われているようなことは問題提起として言うとおきたいと思います。非常にいい機会でした。

また、少し報告がありましたが、学校のあり方審議会の進捗報告を

させていただきましたので、その辺りを共有しながら、教育委員会としてどのような考えを持つのかということについて、率直な意見を協議させていただけたらと思います。

あと一点、先ほど民間をどのように巻き込むかという話をしましたけど、合同施設長会議を年4回開催しています。会議後に校長会、教頭会と同じように協議会を始めました。

いい雰囲気グループごとに協議して、公立の園所長がグループのコーディネーターとして話し合いを行い、1回目のテーマは、熱中症でした。

2回目がマネジメントで、園所経営のマネジメントについて率直な意見交換しましたけど、非常に有意義で活発な話し合いができて、皆さんが抱えてられる疑問とか意見が率直に出たいい会議でした。次も、テーマはもう決めていますけど、有意義な協議会にしたいと思います。

前までは連絡みたいなどころが大きかったのですが、協議する場として非常に有意義になっていることをお知らせします。

他、よろしいですか。どうぞ、治部委員。

治部委員

前回の合同施設長会議の話ですが、大体どのぐらいの数の私立、民間の方が参加されているのですか、

石田教育長

40人になります。だから色々な民間施設、色々な小規模の人であるとか、民間の幼稚園であるとか、保育所とか、こども園とか、それらをグループに分けて、そこに公立の園所長がコーディネートして、雑談ではなく、テーマを決めながら行っています

この間は公立園所長のマネジメントを中心に行いました。

協議会で事前課題として自分たちの意見をまとめて提出してもらい、それをたたき台に話し合いしているので、非常に明確な話し合いになっていて良かったです。

また参加していただけたらと思います。

それでは、教育委員の活動については以上といたします。

次に、日程第4、議案第22号「令和5年度教育行政事務評価報告書について」であります。事務局から説明をお願いします。

教育政策課長
(富本)

それでは、議案第22号「令和5年度教育行政事務評価報告書について」ご説明申しあげます。

議案書の3ページをお開き願います。

本案は、令和5年度教育行政事務評価報告書について、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1号の規定により議決を求めるものであります。

提案理由としましては、令和5年度教育行政事務評価報告書について、議会への提出および公表に当たっての承認を得るものでございます。

別添資料としております、令和5年度教育行政事務評価報告書の1ページをご覧ください。

地方教育行政の組織および運営に関する法律第26条の規定により、平成20年度より、各教育委員会は毎年その権限に属する事務の管理および執行の状況について点検および評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに公表することとされております。

なお、同法第25条第2項の規定により、当該事務は教育長に委任できないものとなっておりますことから、承認を頂こうとするものでございます。

令和5年度教育行政事務評価については、教育委員会で行った施策の中から、重要施策として行った9つの施策に関しての評価を行っていただきました。

教育行政事務評価を受けて、今後の方向性につきましては、各担当課において決算成果報告書に反映をして、決算委員会などで市議会との審議、議論を経て、令和7年度以降の事業に生かしていきたいというふうに考えております。

説明は以上でございます。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

石田教育長

説明は終わりました。

前回の教育委員協議会で話題になっていたところですけど、何か質問等ありますか。

内容を見ていただいた中で、色んな施策で、その評価とといいますか、効果についてどのように測るのかということが割と述べられていると思います。

教育委員協議会で話がありましたけども、教育保育において成果をどのように測るのかというのはなかなか難しい問題ではあります。同時に、施策として実施しているものですので、何らかの評価は必要になってくるといふふうに思いますので、その辺は担当課と相談しながら

ら考えていきたいと思います。逆に言うと、あんまり目先のところで良いとか悪いとかいうのを判断するのではなく、私自身は子どもたちの学ぶ意欲とか、子どもたちの主体性とか、そういうところをどうやって測るのかいうところを考えていくべきと思っています。

他、よろしいですか。治部委員どうぞ。

治部委員

この9つの重点項目を拝見して、色んなものが進んでいると改めて思いました。

評価委員とのミーティングには、私も参加させてもらって、ここには書いてない話とかも聞かせてもらう中で、事務局のみなさまはこの1年間で色んなことを進めてもらったと思いました。特に、学校運営協議会のコメントについてはまだまだ先が見えない感じだなと、個人的には思っています。例えば、「地域に開かれた学校となっていくことは大事であるが、それによって生まれる摩擦への対応」とか、教職員の働き方など、比較的抽象的で、今後どうなっていくのか先が見えづらいものも含まれているので、一層リサーチをしながら、ともに学んでいきたいと思ったという感想です。

石田教育長

学校運営協議会、本年度から全校園実施ということで、基本的な考えで言いますと、一時期、教職員の負担が増加するのではと意見が出ていました。私自身はあんまりそれを感じていなくて、学校園の現場が抱えている課題について一緒に相談したり、具体的にゲストティーチャーを招いたりとかそのようなところが大きいと思っています。

最近では地域に参加する教職員よりも、子どもたちが主体的に参加するような形で、団体として参加するというケースは極めて少なくなってきたと思います。

ただ、治部委員が言われるように、そこら辺の良いところばかりではなく、課題とかもきちっと洗い出してやっていかないと持続可能な形にはならないと思うので、その辺は担当課と相談しながらやっていきたいと思っています。

他、ありますか。

今、治部委員もありましたけど、これとは別といいますか、評価委員と教育委員の懇談が、1時間ほど話させていただきましたけど、評価委員の中に他市の教育委員もおられ、どのように教育委員会の実質的な活性化を考えたりする意見交換は良かったと思いました。佐々木委員と同じ弁護士で教育委員も務め、ある意味、教育委員会の活性化

について問題提起を頂いたと思っています。

押田先生も准教授でありますので、この辺のところの指摘は割と的確と思っています。

それでは、お諮りいたします。議案第22号につきまして、これを可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長 異議なしと認めます。よって、議案第22号につきましては可決されました。

次に、日程第5、議案第23号「川西の教育【改訂版】について」であります。

事務局から説明をお願いします。

教育政策課長 (富本) それでは、議案第23号「川西の教育【改訂版】について」ご説明申しあげます。

議案書の4ページをお開き願います。

本案は、川西の教育【改訂版】について、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1号の規定により議決を求めるものであります。本市では、教育委員会の基本的な方針は総合計画で定めておりますが、教育行政を進めていく上での具体的な内容につきましては、この川西の教育に明示することとしています。

令和6年度川西の教育については、令和6年4月に発行をしておりますが、令和5年度の主な取り組みとその評価を追記し、令和6年度川西の教育【改訂版】として発行するものとなります。

別添資料として、令和6年度川西の教育【改訂版】をご覧ください。

追記をしている箇所につきましては、別添資料の7ページから11ページを追加しております。今年度4月に発行した、令和6年度川西の教育に、令和5年度の主な取り組みと、評価委員による評価として、令和5年度教育行政事務評価において、評価委員の方から頂いたコメントなどを追記して掲載をしてございます。

説明は以上でございます。

ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

石田教育長 説明は終わりました。これについても協議会で話をさせていただいたところですけど、何かご意見ありますでしょうか。

先ほども話ありましたが、川西の教育というのは随時発行し、大綱に基づいた施策、そして、それについての途中経過や進捗などを分かりやすくするというので、基本的には実効的なものにするということが一つと、もう一つは、担当課の多大な負担を強いるものにならないように、持続可能な形でそれができるようにということです。

これは学校現場にもデータとして送るのでしょうか。

教育政策課長
(富本)

確認します。

石田教育長

分かりました。学校園所の現場にもこれを基本的に見てもらおうようにするというのでお願いします。

あと、協議会で出た意見で、確認ですけど、例えば、表紙の写真がどうか、イラストはこれが妥当なのかいうところは、もう一回最終的には見直す形でよろしいですね。

教育政策課長
(富本)

表紙等につきまして、一応、先ほど申しあげたように、令和6年の4月に、改訂する前の川西の教育を発行した際に、川西市の70周年ということもあって、この写真を使って作っていくということでお諮りをさせていただいたところでも、イラストに関しても、6ページまでに関しては、4月の段階でご審議いただいた内容となっておりますので、そこは活かさせていただいて、7ページ以降につきましても、少し誤解が生じるようなイラストなどは削除させていただいて、学校現場なり子どもたちに見てもらおうという観点から、少しあってもいいかなというところのイラストは、前半部分と合わせるような形で残させていただいたという考えでございます。

以上でございます。

石田教育長

それではもう一度きちんと見ていただいて、イラストの持つ重要性といいますか、よく言われるのが、隠れた教育カリキュラムって言われて、例えば、男子トイレが青で女子トイレが赤であるとか、それはもう逆に言うと、潜在的な教育課程で、今、見直されているところなので、本当にこれが妥当なのかどうか、この配色は必要なのかどうかというのは、本筋でないところ、イラストは本筋でないので、見やすくてなじみやすいという意味で、不必要とまでは言いませんけど、必要最低限にすべきではないかと私自身も思いますので、もう一度いろん

な観点から見ていただいて最終稿に仕上げただけたらと思いますので、よろしくをお願いします。

他、よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。

議案第23号につきまして、これを可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長 異議なしと認めます。よって、議案第23号につきましては可決されました。

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

次回の定例教育委員会は、9月12日木曜日、午後2時30分から、市役所4階庁議室において開会の予定です。

これをもちまして、令和6年第13回川西市教育委員会（定例会）を閉会いたします。どうもお疲れ様でした。ありがとうございました。

[閉会 午後2時42分]

以上会議の事項を記録し、相違ないことを認めましたので、ここに署名いたします。

令和6年9月12日

署名委員 坂本 かおり

治部 陽介